

## 質疑応答書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	契約書(案)第11条	<p>弊社は1施設に対して1枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。またお支払いに関しましても以下の例1のようなご要望の場合は、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくこととなりますが、ご了承いただけますか。</p> <p>(例1) 庁舎 ○, ○○○円 自販機 ○, ○○○円に分けて別々で入金します。</p>	<p>合築施設等の電気料金の請求方法については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議によります。</p>
2	仕様書その他	<p>地域の一般電気事業者が値上げをした場合、弊社も値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくこととなりますが、その際契約単価見直しをご対応いただけますか。</p>	<p>契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。</p>
3	仕様書その他	<p>燃料費等調整について、近年電力会社によっては燃料費調整額の算定が異なっており、契約単価にも大きく影響があるため、入札条件が公平ではなくなっているかと存じます。</p> <p>そのため当該地域の旧一般電気事業者の定める燃料費等調整額を上回らない(又は同額)こととしたうえで、受注者の電気需給約款等に定める燃料費等調整により算定するものとするのが適切かと思慮いたしますが、いかがでしょうか。</p>	<p>契約書第10条第3項に記載のとおり、燃料費等調整を行う場合は、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることとなります。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。